

発行

株式会社 エスクリエイト

名古屋市中区錦一丁目4番16号 日銀前KDビル4階

TEL : 052-222-3600 FAX : 052-222-3699

URL : <http://screate-soft.co.jp/>

担当 : コンサルタント 石垣 智博

tomohiro.ishigaki@screate-soft.co.jp

## 税制の改革に注目！

円安が止まりません。8月末から9月頭ではドル円が104円後半から105円でした。1か月後、110円をつける場面があり、現在(10/3時点)109円後半となっています。1か月で5円動くのはそうそうないです。(私の調べでは2013年1月以来でした。)

望んでいた(?)円安なのかもしれませんが、行き過ぎた円安は経営や生活にいい影響を与えないでしょう。

特に輸入に頼る原材料の価格高騰がキツイと思います。製品へ価格転嫁しにくい中小企業への影響があったり、価格転嫁できても最終消費者でもある我々の生活に影響してきます。(個人的には海外出張や海外通販時の円安は堪えます・・・)

### ◆相続税は2015年1月に改正

さて、今月の話題は税金について情報展開といたします。以前のSC通信で消費税UPについて記載した際に、相続税も増税される旨記載しました。早いものでもうすぐ相続税が改正の期限(平成27年1月1日)が来ます。

相続税改正の1つの話題は、基礎控除額の引き下げです。

現行 : 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

改正 : 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

基礎控除額が引き下げられることで、払う額が増えるのはもちろんですが、相続税を支払う対象者も増えることになります。相続財産がそんなにないから私は大丈夫と思っている方も対象になる可能性があります。

たとえば、法定相続人が配偶者と子供1人の場合、現行だと6,000万円(5,000万円 + 1,000万円 × 1人)が基礎控除額となります。改正後は3,600万円(3,000万円 + 600万円 × 1

人)となります。かなりの差がありますね。課税対象となる相続財産が3,600万円を超える場合、相続税を申告する必要があります。財産が6,000万円あることはまずないと思っても、3,600万円は・・・ありえそう。となる金額ですね。

ただ、親と同居している宅地、事業に利用している宅地は特例(特定住居用宅地等、特定事業用宅地等に該当)を活用できます。特に都心部の路線価が高いところでは有効に活用すべき制度だと思います。

### ◆外形標準課税の適用拡大などの議論が高まる

さて次は、外形標準課税の適用拡大をはじめ、他増税について議論が高まってきました。

[2014年6月25日 東京 ロイター] 政府税制調査会が月内にまとめる法人税改革案の全容が明らかになった。法人実効税率の引き下げの財源として、租税特別措置をゼロベースで見直すことに加え、赤字企業にも課税する外形標準課税では対象を1億円以下の中小企業にも拡充することに踏み込んだ。

改革案では、「法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、他の税目についても見直しを行う必要がある」とし、資本所得課税の強化や住民税・固定資産税の充実を検討すべきと提言している。欧州諸国で銀行税が導入された事例をひき、「新税導入の可能性も検討すべき」と提言した。

:

国が中小企業にも適用したいという外形標準課税は「赤字企業にも適用され、給与総額・資本金が課税対象となり多くの給与を支払うほどその分増税になる」とのことです。他には「欠損金の控除限度額の引き下げ」「軽減税率の廃止」「減価償却の定率法廃止(早期に大きな償却ができず減税効果が

得られない」という話があります。

ただ、まだ提言段階なので何も決まっていますが、注視すべき状況だと思います。

打てる手は打つということだと思いますが、愛知県中小企業家同友会では、このような国の動きに対して「『中小企業憲章』に反する、不公正な課税強化を阻止する」として署名活動を開始しました。

このまま決まったらかなりのインパクトがあります。情報収集をしていただき、自社においてどのような影響があるのか検討してみても良いかもしれません。(決まってしまったら仕方がないですが・・・選挙というものもありますし。)

#### ◆かかりつけの税理士に相談しましょう

相続税の増税の話と、昨今の税制改革の動きを記してきました。本記事の内容に関しては、顧問税理士からアドバイスや情報を得ていると思います。(税理士は税のアドバイスが業務(飯のタネ)ですからね。)ただ、まだ相談していない・アドバイスもらっていないというのなら一度税理士に相談してもいいかもですね。

「うちにどのような影響がありますか?」と。

そうすると、事業の承継に関することや法人成り(個人事業主の場合)など色々とアドバイスをしてもらえるとと思います。

### 「本は考える為のサプリメント」(その42)

今月紹介する書籍は、統計に関する書籍です。統計と聞くとアレルギー症状を起こしそうな方もいるのではないのでしょうか?複雑・奇怪で小難しく感じて敬遠してしまいそうですよね。

もちろん普段の仕事において、統計を利用している方もおられると思います。たとえば、製造業では品質管理、設備管理などで「ばらつき」(4シグマとか6シグマと言ったりしますね。)を扱ったり、商業施設・店舗だと広告と来店客数や販売数の「相関」を検討したりなど。

このような一部の方を除いたら、普段統計に触れることは少ないのではないのでしょうか?

しかし、ビジネスにおいて統計について知っておくことは非常に重要です。POSデータの中に眠っている情報の活用し売上UPにつなげる。生産管理データの中に隠れている情報を

活用し工程改善・品質改善・原価低減につなげる。企画・事業計画において新しいビジネスのシミュレーションを行う際に、その仮定した計画の方向性が信頼できるのかを確認する。といった次の一手を考える材料になります。

統計の理論・計算方法も大事だと思いますが、統計をビジネスに活かすことがさらに大事です。1つのビジネスツールとして統計に触れてみてはいかがでしょうか。

本書は、統計のとっかかりとしては非常によくできています。物語形式で話はすみます。理論的な説明は簡易にされており、さらに統計の利用についてもイメージがしやすくなっています。



#### 「とある弁当屋の統計技師(データサイエンティスト)」

(石田 基広 著)

物語は、駆け出しの統計技師(データサイエンティスト)がそのお客様である弁当屋の娘さんに統計を教えるというスタイルとなっています。

統計としては中央値・平均から始まり、分散、標準偏差、正規分布、相関、回帰分析、t検定、重回帰分析、決定木などが登場します。

物語とはいえ計算式なども出てきますので、じっくり読む必要がありますが、網羅的に統計の全体像を感じ取ることができます。

私は、この本を読んでもますます統計について知りたくなってきました。(もちろん、ビジネスで活用できるレベルの範囲ですが・・・)

### 編集後記

今回のSC通信では税金を話題としました。それは、税について色々知識と気づきを得たからです。1つは外形標準課税の議論が高まってきたこと(夏に始まった愛知県中小企業家同友会の動き)、2つめは日本経済新聞の「相続のいろは」コーナー、3つめは懇意にしている税理士先生から税について伺う機会があり、認識不足・問題意識の希薄さを痛感したことです。私は税の専門家ではないですが、税は経営・生活するうえである程度は知っておく知識だと再認識しました。本編でも触れましたが、この機会に税理士に色々相談してみると良いと思います。(石)

